



池田市公報

第118号

発行所 池田市役所

発行者 池田市長 瀧澤 智子

編集 総合政策部 法制課

令和7年8月1日発行

目次

条 例

- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例](#)…………… 2
- [職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例](#)…………… 3
- [池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例](#)…………… 4
- [池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例](#)…………… 5
- [池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例](#)…………… 5

規 則

- [池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを経営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則](#)…………… 6
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則](#)…………… 6
- [池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則](#)…………… 9
- [池田市特定公園施設における都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則](#)…………… 10
- [刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則](#)…………… 10
- [池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則](#)…………… 11
- [池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則](#)…………… 12
- [池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則](#)…………… 12
- [池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則](#)…………… 12
- [伏見台地域官民連携事業可能性調査事業者選定委員会規則](#)…………… 12
- [池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則](#)…………… 13
- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 14
- [池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則](#)…………… 14
- [職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 14
- [池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則の一部を改正する規則](#)…………… 15

公平委員会

- [不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則の一部を改正する規則](#)…………… 15
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則](#)…………… 16

池田病院

- [池田市病院事業管理者職務代理者の指定等に関する規程](#)…………… 16

上下水道部

- [池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程](#)…………… 17
- [池田市排水設備工事業者指定規程の一部を改正する規程](#)…………… 17

教育委員会

- [池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則](#)…………… 17
- [池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則](#)…………… 18

本号には、令和7年4月2日から令和7年7月1日までに公布等をした条例及び規則のほか、公平委員会の規則、池田病院及び上下水道部の規程並びに教育委員会の規則を登載しています。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第27号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第14条の2第1項」を「第14条の3第1項」に改める。

第14条の3中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第14条の4とする。

第14条の2第1項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第14条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条中「前2条」を「前3条」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和2年池田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第17条中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「申告、請求又は申出」を「請求等」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、教育委員会規則で

定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市条例第28号

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」を削り、「基づき、並びに同法を実施するため、」を「基づく」に改める。

第19条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「以下同じ。）」の次に「のうち同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求するもの（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（教育職員にあっては教育職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 部分休業のうち育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求するもの（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の2に規定する第2号部分休業の承認の請求をする場合における同条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第29号

池田市ダイバーシティセンター条例等の一部を改正する条例

（池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正）

第1条 池田市ダイバーシティセンター条例（令和3年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「という。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

（池田市保健福祉総合センター条例の一部改正）

第2条 池田市保健福祉総合センター条例（平成20年池田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「という。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 センターの駐車場を使用する者は、自動車を退場させる際、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

第13条を次のように改める。

（使用料の還付）

第13条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（池田市立市民活動交流センター条例の一部改正）

第3条 池田市立市民活動交流センター条例（令和3年池田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「という。）は」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第13条を次のように改める。

（使用料の還付）

第13条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（公民館条例の一部改正）

第4条 公民館条例（昭和39年池田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「規則で定める公民館使用許可申請書兼同意書を」を削り、「に提出して許可」を「の許可」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

第11条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり公民館の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

第13条中「使用者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（1）法第22条に規定する事業を実施するほか、市又は教育委員会が使用するとき。

（2）社会教育関係団体その他公益を目的とする事業を実施する団体が使用する場合で、その使用が公益を目的とするものと教育

委員会が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると認めるとき。

第14条を次のように改める。

(使用料の還付)

第14条 教育委員会は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(池田市ダイバーシティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の池田市ダイバーシティセンター条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請による池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による池田市ダイバーシティセンターの施設の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

(池田市保健福祉総合センター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の池田市保健福祉総合センター条例第12条第1項の規定は、施行日以後にされる申請による同条例別表第1に掲げる施設の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による同表に掲げる施設の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

(池田市立市民活動交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の池田市立市民活動交流センター条例第12条第1項の規定は、施行日以後にされる申請による池田市立市民活動交流センターの施設又は設備の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による池田市立市民活動交流センターの施設又は設備の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

(公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の公民館条例第13条第1項の規定は、施行日以後にされる申請による公民館の使用に係る使用料の納付について適用し、施行日前にされた申請による公民館の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第30号

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第31号

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和39年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1投票所の投票管理者の項中「13,000」を「14,500」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,500」を「12,800」に改め、同表開票管理者の項中「10,100」を「12,200」に改め、同表選挙長の項中「11,200」を「12,200」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「11,000」を「12,400」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,800」を「10,900」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表備考第1項中「250円」を「278円85銭」に改め、「減じた額」の次に「（その額に5円未満の端

数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを10円に切り上げた額」を加え、同表備考第2項第1号中「250円」を「278円26銭」に改め、「加えた額」の次に「（その額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを10円に切り上げた額）」を加え、同項第2号中「250円」を「278円26銭」に改め、「減じた額」の次に「（その額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを10円に切り上げた額）」を加え、同表備考第4項中「211円54銭」を「238円46銭」に改め、同表備考第5項各号中「213円4銭」を「236円96銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを運営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第32号

池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを運営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則

池田市社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定、老人福祉センターを運営する事業の開始の届出等に係る事務に関する規則（平成23年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「備考 「保育士」には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を削る。

様式第13号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第13号により提出されている書類は、この規則による改正後の様式第13号により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第13号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第13号による書類として使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則（平成18年池田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

被保険者記号・番号(※)		保険者名及び保険者番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）			有・無
※「被保険者記号・番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。			

「
障害基
」を

基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）有・無に改める。

様式第5号中「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に改める。

様式第6号中

被保険者記号・番号(※)		保険者名及び保険者番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)			有・無

※「被保険者記号・番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入すること。

を

障害基

障害年金1級の受給の有無(就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)	有・無
-------------------------------------	-----

に改める。

様式第17号中

健康保険証に関する事項	を	負担額に関する事項	に、	受診者の被保険者記号・番号	を	受診者の加入医療保険の記号及び番号	に、	個人番号:
-------------	---	-----------	----	---------------	---	-------------------	----	-------

受診者の属する被保険者記号・番号	を	個人番号:
------------------	---	-------

に、「利用者負担額を決定するため」を「認定に必要があるときは、」に、「健康保険に加入する者全員の市民税課税台帳を福祉事務所長が」を「医療保険に属する世帯員全員について、収入状況につき市民税関係公簿又は生活保護受給者台帳を、医療保険の加入状況につき保険資格関係公簿を、また、必要に応じて他の関係公簿を福祉事務所長が照会し、及び」に改める。

様式第20号中

受診者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住所			
	被保険者証の記号及び番号		保険者名	
	重度かつ継続	該当・非該当		
保護者(受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ		続柄	
	氏名			
	フリガナ			
	住所			

を

受診者
保護者満の場合

公費負担の対象となる障害

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
住所			
加入医療保険の記号及び番号		保険者名	
重度かつ継続	該当・非該当		
(受診者が18歳未満記入)	フリガナ		続柄
	氏名		
	住所		

に、

医療の具体的方針

	重度かつ継続	該当・非該当

を

公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特定疾病療養受療証	

※ 人工透析を受ける方については、本受給
関窓口に提出すること。

有 ・ 無

に改める。

者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機

様式第21号中

受 診 者	フリガナ		性別	生年月日
	氏 名	個人番号：	男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住 所			
保護者(受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ		続柄	
	氏 名	個人番号：		
	フリガナ			
	住 所			

を

受 診 者	
保護者(受診の場合記入)	

フリガナ		生年月日
氏 名	個人番号：	年 月 日
住 所		
者が18歳未満	フリガナ	続柄
	氏 名	個人番号：
	住 所	

に、「被保険者証に関する事項」を「加入医療保険

に関する事項」に、「自立支援医療支給認定申請書」を「自立支援医療費支給認定(変更認定)申請書」に、「※医療受給者証」を「※自立支援医療受給者証」に改める。

様式第36号中

支 給 決 定 障 害 者	フリガナ			
	居 住 地			
	フリガナ		生年月日	
	氏 名		年 月 日	
	被保険者証の記号及び番号		保険者名及び番号	

を

支 給 決 定 障 害 者	居 住
	フリ
	氏

地		
ガ ナ		生年月日
名		年 月 日

に、「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証(健

康保険証利用登録がされたマイナナンバーカードをいう。)等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第34号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成２７年池田市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市特定公園施設における都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年５月２９日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第３５号

池田市特定公園施設における都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則

池田市特定公園施設における都市公園移動等円滑化基準を定める規則（平成２５年池田市規則第４８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２条の５に規定する」を「第２条の５第２項の規定に基づき同条第１項各号に掲げる」に改め、「について必要な事項」を削り、「定める」の次に「ものとする」を加える。

第２条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 条例第２条の５第１項第１号の規則で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

第３条中「利用する」の次に「条例第２条の５第１項第１号に規定する」を加え、同条第１号エ中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第２号アただし書中「車いす」を「車椅子」に改め、同号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

第４条第１号イ及び第２号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第５条第１項第１号イ、第２号及び第３号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第４号中「第８条」を「第８条第２項」に改め、同条第２項中「不特定」を「、不特定」に改める。

第６条第１項第２号中「車いす使用者用観覧スペース」を「車椅子使用者用観覧スペース」に改め、同号アただし書中「車いす」を「車椅子」に改め、同号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第３号中「２００名」を「２００」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用観覧スペース」を「車椅子使用者用観覧スペース」に改め、同項第４号中「第８条」を「第８条第２項」に改め、同条第２項中「車いす使用者用観覧スペース」を「車椅子使用者用観覧スペース」に、同項第２号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第３号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「場合」を「場所」に改める。

第７条第１項中「場合には」を「場合は」に、「２００台」を「２００」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「次項において「車いす使用者用駐車施設」を「以下「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項ただし書中「ため」を「ための」に改め、同条第２項中「車いす使用者用駐車施設は」を「車椅子使用者用駐車施設は」に改め、同項第１号中「幅は」を「幅は、」に改め、同項第２号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第９条第１項第１号イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号オ(ア)中「８０センチメートル」を「８０センチメートル」に改め、同項第２号及び同条第２項第１号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第１２条第１項中「適合するもの」を「適合するもの」に改める。

附 則

この規則中第３条第６号の改正規定は令和７年６月１日から、その他の規定は公布の日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年５月３０日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第３６号

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則（令和７年池田市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４３年池田市規則第１８号）第７条の２第１号の改正規定中「改める」を「改め、「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加える」に改める。

附則第４項及び第５項を次のように改める。

(池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第2条の規定による改正後の池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

(池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている場合、第3条の規定による改正後の池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第37号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第4項中「（第1項の表4の項の用途の欄に掲げる用途に供する建築物に係るものに限る。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表1の項から3の項までに定めるものは、個室ビデオ店等に限る。

第37条の2第4項の表中「判断基準」を「判定基準」に改め、同表2の項中「目視」の次に「又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）」を加え、同表3の項中「目視」を「目視等」に改め、同表に次のように加える。

4	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		作動の状況（人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉に限る。）	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第38号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、「同条第3項」を「同法第6条第3項」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

様式第4号を次のように改める。

（様式 略）

様式第6号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第39号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、「同条第3項」を「同法第54条第3項」に改める。

様式第2号から様式第5号まで、様式第7号、様式第9号、様式第10号及び様式第15号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第40号

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年池田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「印」を削る。

様式第5号から様式第9号まで、様式第11号及び様式第12号中「㊟」を削る。

様式第14号中「印」を削る。

様式第20号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

伏尾台地域官民連携事業可能性調査事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和7年6月17日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第41号

伏尾台地域官民連携事業可能性調査事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担任意務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する伏尾台地域官民連携事業可能性調査事業

者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

- （1）伏尾台地域官民連携事業可能性調査（池田市伏尾台地域における住民の高齢化、空き家の増加、路線バスの減便といった深刻な課題に対応すべく、遊休施設を有効に活用し持続可能な地域活性化に資する地域拠点を形成するための官民連携事業の導入の可能性について調査し及び検討する業務をいう。）の委託事業の実施について提案を行った事業者の適正評価に関すること。
- （2）前号の提案の内容の評価に関すること。
- （3）第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）都市再生整備を担当する副市長
- （3）総合政策部長
- （4）まちづくり環境部長

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、まちづくり環境部都市政策課において処理する。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

（この規則の失効）

3 この規則は、令和7年7月31日限り、その効力を失う。

池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月18日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第42号

池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成19年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正）

2 刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年池田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「、禁錮又は」を「、禁錮若しくは」に、「場合、」を「者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁

錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する」に、「拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているもの」を「懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者」に改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第43号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成5年池田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等）

第8条 条例第14条の2第2項の規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第44号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則

（池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正）

第1条 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第5号中「による部分休業」の次に「（同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を加え、同条第5項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、同条第6項中「とし、当該休暇は、1日のうち、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した同号に定める期間の範囲内」を削る。

（池田市職員休暇規則の一部改正）

第2条 池田市職員休暇規則（昭和50年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第12条に規定する介護休暇の」を「第12条第1項の規則で定める」に改め、同条第11項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第25条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「による部分休業」の次に「（同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間」を「時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条中池田市職員休暇規則第24条第2項の改正規定は公布の日から、次項及び附則第3項の規定は同年7月1日から施行する。

（池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 非常勤職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後における第1条の規定による改正後の池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第5項に定めるところによる1時間を単位とする同条第2項第4号に掲げる場合による休暇及び同条第6項に定めるところによる同条第2項第5号に掲げる場合による休暇を請求することができる。

（池田市職員休暇規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 職員は、施行日前においても、施行日以後における第2条の規定による改正後の池田市職員休暇規則第24条に定めるところによる1時間を単位とする介護休暇及び同規則第25条に定めるところによる介護時間を請求することができる。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第45号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年池田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「勤務日の日数を考慮して」を「条例第2条第5号ア(イ)の」に改める。

第2条の3の見出し中「育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる」を「条例第2条の3第3号ウの規則で定める」に改める。

第5条第3項中「第3条第2項」を「第3条第2項本文」に改める。

第8条の見出し中「勤務した」を「条例第7条第1項に規定する勤務した」に改める。

第14条の見出し中「勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して」を「条例第19条の」に改め、同条中「であって、勤務日1日当たりの勤務時間が6時間15分以上であるもの」を削る。

第15条第1項中「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条第2項本文」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条第3項及び第15条第2項の改正規定は公布の日から、次項の規定は令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）附則第2条の規定による申出及び変更並びに請求の手続は、この規則による改正後の第15条及び様式第5号の規定の例により行うものとする。

（池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

3 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改め、同条第4項中「第20条」を「第21条第1項」に、「職員が部分休業をした時間の現認報告書（様式第3号）」を「職員が部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改める。

第10条の2第7項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市規則第46号

池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則の一部を改正する規則

池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則（平成25年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年度池田市条例第1号」を「平成25年池田市条例第1号」に、「委員」を「運営」に改める。

第3条の見出しを「（委員）」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会の委員（以下「委員」という。）は、4人以内とする。

第3条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

公平委員会

不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則（昭和38年池田市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
様式第6号の3を次のように改める。

（様式 略）

様式第8号の3、様式第10号及び様式第11号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第15号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「危機管理監、総括調整監、広報報道監、地域政策推進監、検査監、債権回収センター所長」を「債権回収センター所長、広報報道監、危機管理監、総括調整監、検査監、ダイバーシティ推進監、地域政策推進監」に改め、「秘書課において秘書を担当する者、人事課において人事、給与及び職員を担当する者、」を削り、「並びに総務課において総務を担当する者」を「、総務課において総務を担当する者、秘書課において秘書を担当する者並びに人事課において人事、給与及び職員を担当する者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

池 田 病 院

池田市病院事業管理者職務代理者の指定等に関する規程をここに公表する。

令和7年6月30日

池田市病院事業管理者職務代理者 市立池田病院事務局長 斎 藤 芳 朗

池田市病院管理規程第5号

池田市病院事業管理者職務代理者の指定等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第1項の規定に基づき、市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第21号）第4条の病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を指定するとともに、職務代理者を設置している期間（以下「職務代理期間」という。）における円滑な事務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務代理者の指定）

第2条 職務代理者として指定する者は、次の者とする。

- （1）事務局長の職にある者
 - （2）前号の場合において、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局の次長の職にある者
 - （3）前号の場合において、事務局の全ての次長に事故があるとき、若しくは全ての次長が欠けたとき、又は次長の職にある者を置かない場合は、事務局の課長の職にある者
- 2 前項第2号及び第3号の場合において、その職にある者が2人以上あるときは、池田市長の職務を行う者の順位に関する規則（昭和23年池田市規則第6号）に基づき定める席次の上下に従い、最も上席の者から順にその職務を代理する。
- （職務代理期間の文書等の表記等）

第3条 職務代理期間において管理者の職名に代えて文書等に表記する職名は、池田市病院事業管理者職務代理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務代理者は、感謝状、表彰状、祝辞等管理者の職名及び氏名をもって行うことが社会通念上適当と認めるものについては、管理者の職名及び氏名を表記することによってこれを行うことができる。

（文書等の読替措置）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる文書等については、当該文書等の表記中管理者の職名及び氏名を職務代理者の職名及び氏名に、池田市病院事業管理者之印を池田市病院事業管理者職務代理者之印にそれぞれ読み替えて措置するものとする。

- (1) 既に管理者の職名及び氏名及び池田市病院事業管理者之印の印影を印刷している文書等で、職務代理期間中に大量に公布し、又は発送するもの
- (2) 電子計算機から出力する文書等であつて、既に当該電子計算機に事業管理者の職名及び氏名並びに池田市病院事業管理者之印の印影を記録しており、容易に修正できないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該文書等の性質を勘案し、事業管理者の職名及び氏名並びに池田市病院事業管理者之印の印影を職務代理者の職名及び氏名並びに池田市病院事業管理者職務代理者之印の印影に修正することが困難な文書等であつて、管理者又は職務代理者が別に告示するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。
(池田市病院事業管理者職務代理者の指定に関する規程の廃止)
- 2 池田市病院事業管理者職務代理者の指定に関する規程（平成18年池田市病院管理規程第13号）は、廃止する。

上下水道部

池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年5月30日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第10号

池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部料金徴収事務等委託規程（平成8年池田市水道管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

池田市排水設備工事業者指定規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年5月30日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第11号

池田市排水設備工事業者指定規程の一部を改正する規程

池田市排水設備工事業者指定規程（平成21年池田市上下水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条第5号中「改修し」の次に「、再度同号の検査を受け」を加え、同条第6号中「第5号」を「第4号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

教育委員会

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月1日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第9号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（令和3年池田市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「罪条」を「罰条」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第4号その1及び様式第4号その2中「罪条」を「罰条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月1日

池田市教育委員会 教育長 藤 井 彰 三

池田市教育委員会規則第10号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改める。

様式第4号、様式第5号及び様式第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。